

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3943687

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	DAISO CO., LTD.	12/24/2015
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	OSAKA SODA CO., LTD.	
Street Address:	12-18, AWAZA 1-CHOME, NISHI-KU	
City:	OSAKA-SHI	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	550-0011	
PROPERTY NUMBERS Total: 1		
	Property Type	Number
	Application Number:	14439653
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(949)760-9502	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Phone:	949-760-0404	
Email:	efiing@knobbe.com	
Correspondent Name:	KNOBBE MARTENS OLSON & BEAR LLP	
Address Line 1:	2040 MAIN STREET	
Address Line 2:	14TH FLOOR	
Address Line 4:	IRVINE, CALIFORNIA 92614	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	UNIU113.010APC	
NAME OF SUBMITTER:	TSUNEAKI NISHIMURA	
SIGNATURE:	/tsuneaki nishimura/	
DATE SIGNED:	06/30/2016	
Total Attachments: 32		
source=UNIU113 change of name#page1.tif		
source=UNIU113 change of name#page2.tif		
source=UNIU113 change of name#page3.tif		
source=UNIU113 change of name#page4.tif		
source=UNIU113 change of name#page5.tif		

source=UNIU113 change of name#page6.tif
source=UNIU113 change of name#page7.tif
source=UNIU113 change of name#page8.tif
source=UNIU113 change of name#page9.tif
source=UNIU113 change of name#page10.tif
source=UNIU113 change of name#page11.tif
source=UNIU113 change of name#page12.tif
source=UNIU113 change of name#page13.tif
source=UNIU113 change of name#page14.tif
source=UNIU113 change of name#page15.tif
source=UNIU113 change of name#page16.tif
source=UNIU113 change of name#page17.tif
source=UNIU113 change of name#page18.tif
source=UNIU113 change of name#page19.tif
source=UNIU113 change of name#page20.tif
source=UNIU113 change of name#page21.tif
source=UNIU113 change of name#page22.tif
source=UNIU113 change of name#page23.tif
source=UNIU113 change of name#page24.tif
source=UNIU113 change of name#page25.tif
source=UNIU113 change of name#page26.tif
source=UNIU113 change of name#page27.tif
source=UNIU113 change of name#page28.tif
source=UNIU113 change of name#page29.tif
source=UNIU113 change of name#page30.tif
source=UNIU113 change of name#page31.tif
source=UNIU113 change of name#page32.tif

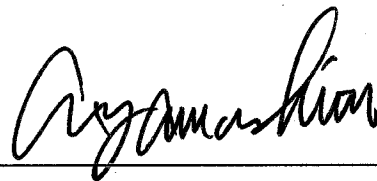
DECLARATION

I, Atsushi YAMASHITA of UNIUS PATENT ATTORNEYS OFFICE
hereby declare as follows:

1. I am a translator and am familiar with both the English and
Japanese languages.

2. I am the translator of the documents attached hereto and certify
that the following is a true partial translation of Certificate of full
registry records of OSAKA SODA CO., LTD. to the best of my knowledge
and belief.

Dated this 16th day of June, 2016

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Atsushi Yamashita', is written over a horizontal line.

Atsushi YAMASHITA

CERTIFIED RECORD OF ALL EXTANT ITEMS IN REGISTER

OSAKA SODA CO., LTD.

12-18, Awaza 1-chome, Nishi-ku, Osaka-shi

Company Number	1200-01-049013	
Corporate name	<u>DAISO CO., LTD.</u>	
	OSAKA SODA CO., LTD.	Changed on 1 October 2015
		Registered on 1 October 2015
...Omitted	...Omitted	

...Omitted

This is a certified record of all extant items contained in register.

(Under the jurisdiction of the Osaka Legal Affairs Bureau)

24 December 2015

Yoshiaki Wakimoto

Registrar

Osaka Legal Affairs Bureau North Office

[Seal] Seal of Registrar of Osaka Legal Affairs Bureau North Office

Reference Number mo614574

* Underlining, if present, indicates deleted items.

履歴事項全部証明書

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社大阪ソーダ

会社法人等番号	1200-01-049013	
商号	ダイソー株式会社	
	株式会社大阪ソーダ	平成27年10月 1日変更 平成27年10月 1日登記
本店	大阪市西区江戸堀一丁目10番8号	
	大阪市西区阿波座一丁目12番18号	平成18年11月22日移転 平成18年11月22日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.daiso.co.jp ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成20年 6月27日変更 平成20年 7月11日登記
	電子公告とする。 http://www.osaka-soda.co.jp ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	平成27年10月 1日変更 平成27年10月 1日登記
会社成立の年月日	大正4年10月26日	
目的	- ソーダ工業薬品、その他化学工業薬品、プラスチック、合成ゴム、農薬、肥料、石油製品、合成繊維、油脂、界面活性剤、塗料の製造ならびにそれらと松脂・蜜蝋・桐油等の天然化学製品、天青石・天然マグネシア・黒鉛等の鉱産物の加工、売買および輸出入 - 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、医療用機械器具の製造、加工、売買および輸出入 - ソーダ工業薬品製造用・銅箔製造用・鍍金用等の電極および電子機器用材料、同部分品、セラミックスの製造ならびに加工、売買、賃貸および輸出入 - 食料品、清涼飲料、クロレラ・プロポリス・ローヤルゼリー等を主成分とする保健機能食品、健康食品、化粧品の製造、加工、売買および輸出入 - 貯槽・熱交換器等の化学機械設備の設計、施工、請負、技術指導、売買、賃貸および輸出入 - 情報通信システムの設計、開発、請負、技術指導、売買および賃貸	

	7. 計測器、計量機、理化学機器等の機械器具、環境改善機械器具、印刷機械器具、事務用機械器具の設計、施工、技術指導、製造、売買および輸出入 8. 土木、建築、とび・土工・コンクリート、石、電気、管、鋼構造物、舗装、板金、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、水道施設、消防施設、清掃施設の各工事の施工、請負および技術指導 9. 空調設備機器、厨房機器、浴槽、洗面化粧台、家具、建具等の住宅設備機器ならびにそれらの機器材料の製造、売買および輸出入 10. 家庭用電化製品、衣料品、寝具、玩具、衛生関連製品、健康機器その他生活関連用品等の製造、売買および輸出入 11. 不動産の売買、賃貸、管理および仲介 12. 陸上運送業、海上運送業および前各号の事業の代理業、問屋業、倉庫業ならびに輸出入に関するコンサルティング業務 13. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務 14. 特定有価証券に関する委託業務 15. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理およびリサイクル業 16. 大気、水質、騒音等の環境測定・調査およびコンサルティング業 17. 労働者派遣事業 18. 前各号の事業に附帯関連する一切の業務 平成23年 6月29日変更 平成23年 7月 8日登記		
単元株式数	1000株		
発行可能株式総数	3億株 平成17年 6月29日変更 平成17年 7月14日登記		
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1億1177万1671株 平成20年 9月30日変更 平成20年10月10日登記		
資本金の額	金108億8228万6399円 平成20年 9月30日変更 平成20年10月10日登記		
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 平成21年10月13日変更 平成21年10月13日登記		

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社大阪ソーダ

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>佐藤 存</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
			平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月11日登記
			平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐藤 存</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐藤 存</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>山下 光一</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>山下 光一</u>	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>山下 光一</u>	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>山下 光一</u>	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>上出 修</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
			平成24年 6月28日退任
			平成24年 7月11日登記

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社大阪ソーダ

	<u>取締役</u>	<u>柴 野 美 知 朗</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>柴 野 美 知 朗</u>	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>柴 野 美 知 朗</u>	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月 8日登記
			平成26年 6月27日退任
			平成26年 7月 9日登記
	<u>取締役</u>	<u>門 間 政 明</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
			平成24年 6月28日退任
			平成24年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>内 堀 貴 弘</u>	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>内 堀 貴 弘</u>	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月11日登記
			平成25年 6月27日退任
			平成25年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>遠 藤 善 一 郎</u>	平成23年 6月29日就任
			平成23年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>遠 藤 善 一 郎</u>	平成24年 6月28日重任
			平成24年 7月11日登記
			平成24年 9月30日辞任
			平成24年10月 5日登記

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社大阪ソーダ

	取締役	鳥 井 宗 朝	平成25年 6月27日就任
			平成25年 7月 8日登記
	取締役	鳥 井 宗 朝	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 8日登記
	取締役	多 木 宏 行	平成25年 6月27日就任
			平成25年 7月 8日登記
	取締役	多 木 宏 行	平成26年 6月27日重任
			平成26年 7月 9日登記
			平成26年12月31日辞任
			平成27年 1月 7日登記
	取締役	寺 田 健 志	平成26年 6月27日就任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	寺 田 健 志	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 8日登記
	取締役	堀 登	平成26年 6月27日就任
			平成26年 7月 9日登記
	取締役	堀 登	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 8日登記
	取締役	赤 松 伸 一	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 8日登記
	取締役	福 島 功	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 8日登記
	取締役	二 村 文 友	平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 8日登記

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社大阪ソーダ

	大阪府高石市高師浜四丁目6番14号 代表取締役 佐藤 存	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月 8日登記
	大阪府高石市高師浜四丁目6番14号 代表取締役 佐藤 存	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月11日登記
	大阪府高石市高師浜四丁目6番14号 代表取締役 佐藤 存	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 8日登記
	大阪府高石市高師浜四丁目6番14号 代表取締役 佐藤 存	平成26年 6月27日重任
		平成26年 7月 9日登記
	大阪府高石市高師浜四丁目6番14号 代表取締役 佐藤 存	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 8日登記
	監査役 浅岡 憲之	平成20年 6月27日重任
		平成20年 7月11日登記
		平成24年 6月28日退任
		平成24年 7月11日登記
	監査役 瀬川 恭史	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月10日登記
	監査役 瀬川 恭史	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 8日登記
	監査役 鳥家 秀夫 (社外監査役)	平成21年 6月26日就任
		平成21年 7月10日登記
		平成24年 6月28日辞任
		平成24年 7月11日登記
	監査役 森 真二 (社外監査役)	平成22年 6月29日就任
		平成22年 7月12日登記
	監査役 森 真二 (社外監査役)	平成26年 6月27日重任
		平成26年 7月 9日登記

	監査役 谷口隆治	平成24年 6月28日就任
	(社外監査役)	平成24年 7月11日登記
	監査役 福島功	平成24年 6月28日就任
	(社外監査役)	平成24年 7月11日登記
		平成27年 6月26日辞任
		平成27年 7月 8日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月 8日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月11日登記
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 8日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成26年 6月27日重任
		平成26年 7月 9日登記
	会計監査人 新日本有限責任監査法人	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 8日登記
	当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記	
	当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 平成18年 6月29日設定 平成18年 7月13日登記	
	当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく	

	賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 8日登記
新株予約権	第5回新株予約権 新株予約権の数 429個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 421個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成20年 3月31日変更 平成20年 4月14日登記 408個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成21年 1月31日変更 平成21年 2月 5日登記 348個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成21年 6月30日変更 平成21年 7月10日登記 338個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成22年 6月30日変更 平成22年 7月12日登記 320個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記 317個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記 308個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 5日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 42万9000株 なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

普通株式 42万1000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成20年 3月31日変更 平成20年 4月14日登記

普通株式 40万8000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年 1月31日変更 平成21年 2月 5日登記

普通株式 34万8000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月10日登記

普通株式 33万8000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成22年 6月30日変更 平成22年 7月12日登記

普通株式 32万株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記

普通株式 31万7000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記

普通株式 30万8000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 5日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

36万6000円

新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

(1) 当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

(2) 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行 新規発行株式数×1株当たり払込金額
株式数＋

調整後 調整前 新規発行前の株価
払込価額 ＝ 払込価額×

既発行株式数＋新規発行による増加株式数

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、減資を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年7月1日から平成24年6月30日まで

	<u>新株予約権の行使の条件</u> (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員または子会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない (2) その他の行使の条件は、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> 当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
	平成18年 8月 1日発行 平成18年 8月14日登記
	平成24年7月1日行使期間満了 平成24年 7月11日登記
第6回新株予約権	<u>新株予約権の数</u> 456個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
	433個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成21年 1月31日変更 平成21年 2月 5日登記
	418個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成21年 6月30日変更 平成21年 7月10日登記
	408個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成22年 6月30日変更 平成22年 7月12日登記
	390個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記
	387個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記
	363個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。 平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 5日登記

280個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月11日登記

274個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 2日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 45万6000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

普通株式 43万3000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年 1月31日変更 平成21年 2月 5日登記

普通株式 41万8000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月10日登記

普通株式 40万8000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成22年 6月30日変更 平成22年 7月12日登記

普通株式 39万株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生

じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記

普通株式 38万7000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記

普通株式 36万3000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 5日登記

普通株式 28万株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月11日登記

普通株式 27万4000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 2日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	
	43万2000円	
	新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。	
	(1) 当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。	
	$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$	
	(2) 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。	
	$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{既発行株式の払込価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式の払込価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$	
	上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。	
	さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、減資を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。	
	新株予約権を行使することができる期間	
	平成21年7月1日から平成25年6月30日まで	
	新株予約権の行使の条件	
	(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員または子会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。	
	(2) その他の行使の条件は、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	
	会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件	
	当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。	
	平成25年7月1日行使期間満了	
	平成25年7月8日登記	
	130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）	

新株予約権の数

7000個

1463個

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の目的である株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使の時ににおいて有効な転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(1) 転換価額は、当初485円とする。ただし、転換価額は本項第(2)号乃至本項第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。なお、転換価額とは、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう。

(2) 当社は、本社債の発行後、本項第(3)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「時価下発行による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} & \text{発行・処分} & \text{1株当たりの} \\ & \text{株式数} & \times \text{払込金額} \\ \text{既発行株式数} + & & \\ \hline \text{調整後} & \text{調整前} & \text{時価} \\ & = & \times \\ \hline \text{転換価額} & \text{転換価額} & \text{既発行株式数} + \text{発行・処分株式数} \end{array}$$

(3) 時価下発行による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合。

調整後の転換価額は、払込期日または払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割等をする場合。

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日。）の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）または当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、または行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）または新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利））に関して交付の対象となる新株

予約権を含む。)の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の転換価額で行使されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)または新株予約権の払込期日または払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日。)の翌日以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券(権利)または新株予約権の発行(新株予約権無償割当ての場合を含む。)が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ社債管理者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該証券(権利)または新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)もしくは取得させることができる証券(権利)については、交付の対象となる新株予約権を含む。)について、当該証券(権利)または新株予約権の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求もしくは取得条項に基づく取得もしくは当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得または当該証券(権利)もしくは新株予約権の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については本新株予約権付社債の社債要項第12項第(21)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前} \quad \text{調整後} \quad \text{調整前転換価額により当該} \quad \text{調整後転換価額}}{\text{転換価額} - \text{転換価額}} \times \text{期間内に交付された株式数}$$

この場合に1株未満の端数を生じる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 当社は、本社債の発行後、本項第(5)号に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \quad \text{1株あたり特別配当}$$

$$= \frac{\text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \text{時価}}{\text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \text{時価}} \times$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (5) ① 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるもの)に限り、会社法第455条第2項および第456条の

規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が12,366円に当該事業年度に係る本①に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本①に定める事業年度および比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成20年3月31日に終了する事業年度 1. 20

平成21年3月31日に終了する事業年度 1. 44

平成22年3月31日に終了する事業年度 1. 73

平成23年3月31日に終了する事業年度 2. 07

平成24年3月31日に終了する事業年度 2. 49

② 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

(6) 時価下発行による転換価額調整式および特別配当による転換価額調整式(以下、本号および本項第(7)号において「転換価額調整式」という。)により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 転換価額調整式で使用する時価は、時価下発行による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(3)号④の場合は基準日。)または特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の30日前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

④ 転換価額調整式で使用する発行・処分株式数は、株式分割の場合に当該株式分割の基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日。)における当社の有する当社の普通株式に対して発行される当社の普通株式数を含まないものとする。

(8) 当社は、本項第(3)号および第(4)号に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合は社債管理者と協議のうえその承認を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。

① 株式の併合、合併、会社分割または株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

② 本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 当社普通株式の株主に対する他の種類株式の無償割当てのために

	転換価額の調整を必要とするとき。 ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。 ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が、他方の事由によって調整されているとみなされるとき。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。 (2) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の新株予約権者は、平成19年12月3日から平成24年9月29日（本新株予約権付社債の社債要項第11項第（3）号に定めるところにより期中償還請求がなされた本社債については同号⑤に定める日、また第11項第（4）号乃至第（6）号に定めるところにより、平成24年9月29日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前銀行営業日。）までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。ただし、組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合（本新株予約権付社債の社債要項第12項第（23）号に定めるところにより、承継会社等の新株予約権を交付し、承継会社等が本社債についての社債に係る債務を承継する場合に限る。）は、それらの組織再編行為の効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には必要な事項をあらかじめ書面で社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の30日前までに必要な事項を公告する。 新株予約権の行使の条件 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、本社債に係る本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本社債を買入れ当該本社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に係る本新株予約権についても同様とする。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 本新株予約権の取得条項は定めない。					
	<table><tr><td>平成19年11月</td><td>8日発行</td></tr><tr><td>-----</td><td>-----</td></tr><tr><td>平成19年11月</td><td>22日登記</td></tr></table>	平成19年11月	8日発行	-----	-----	平成19年11月
平成19年11月	8日発行					
-----	-----					
平成19年11月	22日登記					
<table><tr><td>平成24年9月30日行使期間満了</td><td></td></tr><tr><td></td><td>平成24年10月</td></tr><tr><td></td><td>5日登記</td></tr></table>	平成24年9月30日行使期間満了			平成24年10月		5日登記
平成24年9月30日行使期間満了						
	平成24年10月					
	5日登記					
第7回新株予約権 新株予約権の数 465個 なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。						

450個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成21年 1月31日変更 平成21年 2月 5日登記

425個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月10日登記

416個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記

413個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記

392個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 5日登記

307個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月11日登記

301個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 2日登記

275個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成25年 6月30日変更 平成25年 7月 8日登記

272個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記

229個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1000株とする。ただし、以下に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

平成26年 6月30日変更 平成26年 7月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 46万5000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

普通株式 45万株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年 1月31日変更 平成21年 2月 5日登記

普通株式 42万5000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成21年 6月30日変更 平成21年 7月10日登記

普通株式 41万6000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 3月31日変更 平成23年 4月12日登記

普通株式 41万3000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成23年 9月30日変更 平成23年10月 7日登記

普通株式 39万2000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成24年 3月31日変更 平成24年 4月 5日登記

普通株式 30万7000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成24年 6月30日変更 平成24年 7月11日登記

普通株式 30万1000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成25年 3月31日変更 平成25年 4月 2日登記

普通株式 27万5000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成25年 6月30日変更 平成25年 7月 8日登記

普通株式 27万2000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成26年 3月31日変更 平成26年 4月 4日登記

普通株式 22万9000株

なお、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。ただし、かかる調整は当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行うものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

平成26年 6月30日変更 平成26年 7月 9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えの金銭の払込みは、これを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

32万7000円

新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る金額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{既発行} \quad \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{株式数} + \\ \hline \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{新規発行前の株価} \\ \text{払込価額} = \text{払込価額} \times \frac{ + \text{新規発行による増加株式数}}{} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、減資を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成26年6月30日まで

新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、従業員または子会社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合には、この限りではない。
- (2) その他の行使の条件は、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書の議案が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

平成20年 8月 1日発行

平成20年 8月12日登記

平成26年7月1日行使期間満了

平成26年 7月 9日登記

ダイソー株式会社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

新株予約権の数

1万個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とする。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、「当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継」（本新株予約権付社債の社債要項第12項第(14)号）において、「転換価額」は、承継新株予約権（本新株予約権付社債の社債要項第12項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初金466円とする。ただし、転換価額は下記(2)乃至(5)に定めるところにより調整されることがある。

(2) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

交付株式数×1株あたりの払込金額

調整後	調整前	既発行+ 株式数	時	価
転換価額=転換価額×				

既発行株式数 + 交付株式数

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（下記(4)③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償

割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とし、新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日とする。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

ただし、取得請求権付株式等の発行が当社に対する大規模買付行為の防衛を目的とする発行である旨を当社が公表のうえ社債管理者に通知したときには、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の条件でその全てが行使または適用され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他当社の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本新株予約権付社債の社債要項第12項第（18）号の規定を準用する。

調整前転換価額により当該
株式数＝
$$\frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

調整後 調整前 時価－1株あたり特別配当
転換価額＝
$$\frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{時価} - \text{1株あたり特別配当})}{\text{時価}}$$

時価

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。

1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②「特別配当」とは、平成31年7月18日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数に乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1万5015円（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

（4）転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③転換価額調整式で使用する「時価」は、（イ）新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記（2）②（二）の場合は当該基準日）または（ロ）特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に上記（2）または下記（5）に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

（5）上記（2）または（3）により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(1) ①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とする。

②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、「当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継」（本新株予約権付社債の社債要項第12項第(14)号）において、「転換価額」は、承継新株予約権（本新株予約権付社債の社債要項第12項第(14)号①に定義する。）の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、金464円90銭とする。ただし、転換価額は下記(2)乃至(5)に定めるところにより調整されることがある。

(2) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

交付株式数×1株あたりの払込金額

調整後 調整前 既発行+ 株式数 時 価
転換価額=転換価額×

既発行株式数 + 交付株式数

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（下記(4)③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予

約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合、調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とし、新株予約権および新株予約権付社債の場合は割当日とする。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

ただし、取得請求権付株式等の発行が当社に対する大規模買付行為の防衛を目的とする発行である旨を当社が公表のうえ社債管理者に通知したときには、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の条件でその全てが行使または適用され当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等にかかる取得請求権、取得条項または新株予約権が行使または適用できることとなった日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他当社の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本新株予約権付社債の社債要項第12項第(18)号の規定を準用する。

調整前転換価額により当該
(調整前転換価額－調整後転換価額)×期間内に交付された株式数
株式数＝

調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

調整後 調整前 時価－1株あたり特別配当

転換価額＝転換価額×

時価

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ②「特別配当」とは、平成31年7月18日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。会社法第455条第2項および第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1万5015円（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- ③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (4) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。
- ①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
- ②転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記(2)②(二)の場合は当該基準日）または(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に上記(2)または下記(5)に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- (5) 上記(2)または(3)により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配

	当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。 ⑤転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 平成27年 6月10日変更 平成27年 6月22日登記 金銭以外の財産を各新株予約権の行使に際して出資する旨並びに内容及び価額 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債の価額は、その払込金額と同額とする。 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成26年9月1日から平成31年7月18日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法」に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。 ①当社普通株式に係る株主確定日およびその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。） ②振替機関が必要であると認めた日 ③本新株予約権付社債の社債要項第11項第（2）号に定めるところにより期中償還請求により償還される本新株予約権付社債に付された本新株予約権については、直近上位機関を通じて支払代理人に対して、期中償還請求を行う旨を通知した日以降 ④本新株予約権付社債の社債要項第11項第（3）号または第（4）号に定めるところにより平成31年7月18日以前に本新株予約権付社債が繰上償還される場合には、当該償還期日の前営業日以降（ただし、当該償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その2営業日前以降） ⑤本新株予約権付社債の社債要項第18項に定めるところにより当社が本新株予約権付社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降 ⑥組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は1か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部については、行使することができない。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 取得事由は定めない。
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成26年 7月22日発行 平成26年 7月31日登記 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 9日登記

大阪市西区阿波座一丁目12番18号
株式会社大阪ソーダ

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 9日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 5月15日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 5月15日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成12年 4月20日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成27年12月24日

大阪法務局北出張所
登記官

脇 本 佳 昭



整理番号 モ614574

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

30/30

PATENT

RECORDED: 06/30/2016

REEL: 039219 FRAME: 0454